

## 特例入所要件の確認及び退所者への必要な援助

対象者	①特例入所要件に該当して入所している要介護1・2の者	②要介護3以上で入所後、要介護1・2に変更となった者
目的	現に入所している要介護1・2の者が、入所時に施設内の入所検討委員会で判定した特例入所要件が継続して該当していることを確認する。	認定更新等で要介護1・2に変更になった者が、特例入所要件に該当していることを確認する。
方法	施設ケアマネジャー等で、対象者の状態像や生活環境等をよく把握している職員が特例入所要件該当調書（様式⑤）を作成し、施設内の入所検討委員会において確認する。	
頻度	施設の入所判定時に特例入所要件該当調書を作成し、入所検討委員会で確認する。その後は、調書の継続該当欄への記録を6か月毎に行うこととし、入所検討委員会で年1回以上確認を行う。	要介護1・2に変更になった時点で速やかに特例入所要件該当調書を作成し、入所検討委員会で確認する。その後は、①と同じ頻度。
区への報告	特に定期的な報告を求めることはないが、施設側で報告の必要があると判断した場合は、区へ報告する。	
事前説明	介護保険制度における指定事業者として、本人及びご家族に理解が得られるよう以下の説明を行う。 (1)サービス提供に当たっては、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、自立した日常生活を営むことができるよう目指すこと（基準第1条の2第1項で示す基本方針に規定されている） (2)要介護1・2の者で、居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由が認められない状況がある場合、施設入所中であっても退所する可能性があること (3)施設は、入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと（基準第7条第6項及び第7項に規定されている）	
留意事項	施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、上記説明のほかサービスの内容を含めた施設の運営に関する重要事項について説明を行い、同意を得なければならないことに留意されたい。	